

## 平成26年度第2回ふくしま食の安全・安心推進会議 議事録

- 1 日 時 平成26年11月25日（火）14時00分～15時20分
- 2 場 所 杉妻会館 4階「牡丹の間」
- 3 出席者 別紙名簿のとおり
- 4 議事内容

### 【開 会】

（司会：食品生活衛生課主幹）

ただ今から、平成26年度第2回ふくしま食の安全・安心推進会議を開催します。本日の会議の議長についてであります。副知事が急遽、所用により欠席となっております。

このため、「ふくしま食の安全・安心推進会議設置要綱」第4条の規定によりまして、副知事から議長の代理について、保健福祉部長への指名がありましたので、御報告申し上げます。

早速議事の方に進めてまいります。これからの議事進行につきましては、議長にお願いいたします。

それでは保健福祉部長よろしく申し上げます。

### 【議 題】

（議長：保健福祉部長）

保健福祉部長の鈴木です。副知事の代わりということで議長を務めさせていただきます。本日の議事進行に御協力をお願いします。

議事に入る前に、若干、これまでの本会議の実施状況を説明させていただきます。平成24年度に食の安全・安心対策プログラムを策定し、着実に実行することで食の安全・安心の確保に取り組んでいるところであります。この推進会議は、今年7月にも開催させていただき、平成25年度の実施状況の報告及び今年度の取り組みについて審議をしていただいたところです。本日は、今年度第2回目の推進会議ということで、プログラムの平成26年度上半期の実施状況、下半期の実施計画及び最近の食の安全・安心に関わる事例につきまして、報告をしていただくことになっております。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず最初に議題1でございます。ふくしま食の安全・安心対策プログラムの進捗状況につきまして、事務局から説明をお願いします。

### 議題1：「ふくしま食の安全・安心対策プログラムの進捗状況」について

（1）平成26年度上半期事業の実施状況について

○実施状況の概要について

(事務局：食品生活衛生課長)

それでは、説明させていただきます。資料1をご覧ください。議題1の「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」の進行状況について説明させていただきます。

はじめに実施状況の概要と基本施策1、基本施策2の実施状況につきまして、一括して説明させていただきます。ここで一度、委員の皆様からご意見等を頂戴したいと考えております。

その後、本プログラムの要であります、放射性物質対策に関する基本施策3の実施状況について、関係課長等から事業順に説明させていただきます。

それではまず、実施状況の概要について説明いたします。資料1の1ページをご覧ください。基本施策1につきましては、食の安全に関する事業として本年度計画しておりました52の事業のうち、47事業について実施いたしました。基本施策1では、17の成果目標のうち、14の成果目標について中間実績がまとまっております。不良食品に関するものが8件、それ以外のものが6件でございますが、不良食品関係の8件のうちの7件、及び不良食品以外のもの6件、この全てが現況値と同等または改善が見込まれる数値となっております。2ページをご覧ください。基本施策1の中間実績をとりまとめたものです。⑩の食品の流通販売施設に起因する不良食品の発生件数につきましては、すでに9件の不良食品が発生しており、9件中6件が表示違反によるものでございます。表示違反の全体は⑫から⑭に記載してございますが、本年度中間実績では、現況値よりも改善が見込まれるという状況でございます。

次に基本施策2に移ります。1ページにお戻りください。基本施策2につきましては、食の安心に関する事業として本年度計画しておりました16事業のうち14事業について実施いたしました。成果目標は5つ設定しておりますが、すべてが現況値よりも改善が見込まれる数値、または26年度の目標をすでに達成した数値となっております。中間実績につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

次に基本施策3につきましては、食品中の放射性物質対策として、重複事業9つを含む31事業があり、そのうちの29事業を実施いたしました。成果目標は2つ設定しており、いずれも現況値と同等または改善されており、食品衛生法に規定する放射性物質の基準値を超過して出荷、流通販売された食品はございませんでした。この中間実績ですが、3ページに記載されております。

上半期全体をまとめたものが1ページの右側枠の中に記載してございますが、成果目標21指標の内、現況値と同等または改善が見込まれるものが20指標となっております。

## ○基本施策1の実施状況について

続きまして基本施策1の実施状況について説明いたします、4ページをご覧ください。基本施策1は、食の安全確保に関する事業でございます。「(1)安全な食品の生産と供給」の「ア 安全な農林水産物の生産と供給」において、「No. 2 G A Pの推進」では、マニュアルについてのリーフレットを追加作成し、さらなる普及を図ったほか、「No. 3 環境と共生する農業の啓発」においては、福島大学と連携したP Rポスターを作成するなどして取り組みの拡大を図りました。また、「No. 5 死亡牛のB S E検査の推進」におきましては、上

半期に686頭の検査を実施し、全頭陰性であることを確認しました。「No. 6 安全・安心きのか栽培の推進」や「No. 7 ふくしま園芸パワーアップ事業」の実施など、安全な農林水産物の生産と供給に向けた7事業を実施いたしました。

次に6ページをお開きください。「イ 安全な食品の製造加工」におきましては、「No. 1 食品製造・加工に関する技術相談」を708件実施しました。また、「No. 2 HACCPの推進」において、延べ79回の監視・調査を実施するなど、3事業を実施しております。

次に7ページの「(2) 生産から消費に至る監視・指導の強化」ですが、まず、「ア 生産段階における監視・指導の強化」におきましては、「No. 3 魚類防疫指導」や、次のページの「No. 6 動物薬事監視・指導」など、計画された7事業のうち6事業を実施いたしました。なお、「No. 5 水産物産地市場衛生管理指導」につきましては、すべての産地市場が被災し、水揚げが行われている市場の取扱量も非常に少ないため実施することができませんでした。これにつきましては、下半期には漁業団体等と連携した衛生管理指導の実施を検討してまいります。

次に9ページをご覧ください。「イ 製造・加工段階における監視・指導の強化」ですが、「No. 1 食品製造施設の監視・指導」や「No. 2 食中毒防止対策」として、旅館や仕出し屋等の大量調理施設の監視・指導を実施しました。さらに10ページでございますが、「No. 4」から「No. 6」までの事業で特定給食施設や集団給食施設、学校給食施設について巡回指導を行うなど、6事業を実施いたしました。

次に11ページの「ウ 流通・販売段階における監視・指導の強化」では、「No. 1 市場・大型小売店等の食品調理・販売施設の監視・指導」及び「No. 3 米トレーサビリティ法に基づく監視・指導」において、外食店や小売店等への監視・指導を実施いたしました。なお、「No. 2 卸売市場の品質管理指導」につきましては、下半期で市場関係者の意識啓発セミナーの開催を予定しております。

次に12ページでございます。「エ 輸入食品に対する監視・指導の強化」につきましては、市場や大型小売店等を対象に1,394施設の監視・指導を実施いたしましたが、輸入食品における不良食品等の発生はございませんでした。

次に、「(3) 食品表示の適正化の推進」であります。食品衛生法、JAS法、景品表示法、健康増進法に基づく食品表示につきまして、それぞれ調査、指導、啓発などの5事業を実施いたしました。「No. 2 適正表示推進者養成講習会」につきましては、下半期の開催を予定しております。

次に14ページをご覧ください。「(4) 食の安全を確保するための検査体制の充実」ですが、検査の精度管理等について、No. 1、No. 2の事業を実施したほか、学校給食につきましては、「学校給食衛生管理基準」に基づきましてNo. 3、No. 4の事業を実施いたしました。また、No. 5からNo. 9までの事業につきましては、「平成26年度食品衛生監視指導計画」に基づき実施いたしましたが、上半期において、基準値超過等の検体はございませんでした。「No. 10 遺伝子組み換え食品の検査」につきましては、下半期に検査を実施する予定でございます。さらに食肉等の検査について、No. 11以降の検査を実施するなど、15事業のうち14事業を実施し、食品の安全性を確認しました。

最後に17ページをご覧ください。「(5) 食の安全に関する調査研究の推進」におきま

しては、「No. 2 化学物質発生源の周辺環境調査」など4事業を実施いたしました。

基本施策1「食の安全」に関する実施状況の報告は、以上です。

### ○基本施策2の実施状況について

続きまして、基本施策2の実施状況について説明いたします。19ページをご覧ください。基本施策2は、「食の安心」に関する事業となっております。

「(1) 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進」につきましては、「No. 1 消費者への教育事業」を実施したほか、「No. 4 山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動」におきましては、放射性物質に関する情報提供を併せて実施してございます。「No. 8 の食品衛生講習会」におきましては、食品営業施設や集団給食施設等の食品取扱者、さらには一般消費者に対する出前講座等を実施し、多数の参加者がありました。さらに、郡山市におきましてもNo. 5 からNo. 7 まで3事業を実施するなど、8事業すべてを実施いたしました。

次に、22ページでございますが、「(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進」におきましては、「No. 1 食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇談会」を上半期に県内4方部で開催し、意見交換会を実施しました。「No. 5 ジュニア食品安全ゼミナール」ですが、これは郡山市の新事業でございまして、内閣府食品安全委員会と共催で実施するものです。この事業といわき市の事業であります「No. 3 食の安全に関するフォーラム等の開催」につきましては、下半期の開催となります。

次に「(3) 食の安全に関する県民の意見の施策への反映」につきましては、今年8月に「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」を開催いたしまして、平成25年度における食の安全・安心に関する各種事業の実施状況や、今後の取り組みなどについて情報提供及び意見交換等を実施いたしました。なお第2回目の懇談会は、平成27年1月の開催を予定しております。

最後に24ページでございますが、「(4) 食育の推進」につきましては、「No. 1 市町村食育推進計画作成」の促進において、県の保健福祉事務所が市町村における食育推進計画の作成を支援いたしました。また、「No. 2」では、「福島県食育応援企業団」が15社登録になるなど、2事業を実施して食育の推進を図りました。

基本施策2に関する実施状況の報告は以上です。

### ○質疑等（概要、基本施策1及び基本施策2）

（議長：保健福祉部長）

基本施策1、基本施策2に関して事務局から説明がありましたが、今までのところで何か御意見、御質問、お気づきの点等がありますか。

（意見等なし）

それでは、基本施策3のほうに進ませていただこうと思います。関係各課さん及び中核市さんからご説明を順次お願いします。

### ○基本施策3の実施状況について（関係各課長等）

（事務局：環境保全農業課長）

それでは、基本施策3「食品中の放射性物質対策に取り組み」についてでございます。環境保全農業課より説明させていただきます。「(1) 安全な食品の生産に向けた放射性物質対策」の「No. 1 食の安全・安心の推進（GAPの推進）」ですが、生産段階におきまして放射性物質にも対応しました、安全管理でもあるGAPを推進するために、一昨年度作成しましたマニュアル、それから今年度作成しましたリーフレットによりまして、GAPの実践を推進するとともに、補助事業を実施いたしまして、GAPの導入を支援してございます。今後につきましては、マニュアルのさらなる充実を図り、引き続きGAPの実践を推進してまいりたいと思います。

（事務局：林業振興課長）

続きまして、林業振興課でございます。「No. 2 安全・安心きのこ栽培の推進」でございます。平成24年度に安全・安心きのこを栽培するための「福島県安心きのこ栽培マニュアル」に放射性物質対策を盛り込み、事業を実施してございます。この資料につきましては、林業振興課のホームページに掲載するとともに、各農林事務所の林業普及指導員が生産者に対しまして、マニュアルの配布、マニュアルに基づく栽培方法の指導を行ってございます。平成26年度上半期は、栽培方法の指導を生産者358人に実施してございます。また、このマニュアルに基づきまして栽培管理を行いました新地町の原木しいたけ施設栽培生産者1名、それと伊達市の3名の生産者の方々が出荷制限を解除され、原木シイタケの出荷を行っております。なお、下半期につきましても引き続き、このマニュアルの配布と栽培方法の指導を生産者274名を対象として実施する予定でございます。

（事務局：環境保全農業課長）

環境保全農業課でございます。26ページ「No. 3 ふくしまの恵み安全・安心推進事業」でございますが、ホームページにより「見える化」を推進しております。今年度につきましては、資料では10月20日現在で、米の全量全袋検査が470万点となっておりますが、今日現在で978万点の袋を検査してございます。さらに園芸品目でも新たに機械を2台設置しまして原産地での安心の確保に取り組んでおります。今後も引き続き産地におきまます検査の推進と情報発信に努めてまいりたいと思います。

（事務局：食品生活衛生課長）

続いて、「No. 4」食品生活衛生課でございますが、食品製造施設に対する監視指導にあわせ、放射性物質に関しましても、自主検査の実施や原材料の安全性確認について、助言、指導を実施いたしました。加工食品の放射性物質検査の結果でございますが、大豆粕1件について基準超過が確認されましたが、市場への流通はございませんでした。

（事務局：環境保全農業課長）

続きまして、27ページの「(2) 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信」で

す。「No. 1 農林水産物等緊急時モニタリング事業」であります。農林水産物の安全を確保するために、資料では9月となっておりますが、10月末までに17,097点の検査を行っておりまして、このうち基準値を超えたものは97点となっております。今後、引き続きモニタリングを実施していきたいと思っております。

(事務局：水田畑作課長)

続きまして、「No. 2 米の放射性物質全量全袋検査」です。先ほど26ページのNo. 3で説明がありました、「ふくしまの恵み安全・安心推進事業」で体制を整備をした上で全量全袋検査を実施しているものです。検査点数につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。今年につきましては、現在のところ基準値超過はございません。結果を速やかに公表しているところでございます。平成26年度の下半期につきましても、引き続き検査の実施に努めてまいりたいと考えています。

(事務局：畜産課長)

資料28ページ、「No. 3 肉用牛の放射性物質全頭検査」です。平成26年度上半期については、10,858頭、牛肉に関わる肉牛全頭の検査を実施しましたが基準値超過はございませんでした。現段階でも基準値超過はでておりません。下半期についても同様に継続して実施する予定でございます。

(事務局：郡山市保健所長（代理：生活衛生課食品衛生係長）)

続きまして、「No. 4 豚肉等の放射性物質検査（出荷前の行政検査）」ですが、上半期に豚・馬・めん羊について2,214件の検査を実施しましたが、基準値超過はございませんでした。引き続き食肉の安全確保に努めてまいります。

(事務局：自然保護課長)

続きまして、29ページの「No. 5 野生動物の放射性物質モニタリング調査事業」でございます。平成26年度上半期の実績でございますが、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ等の野生鳥獣につきまして肉の放射性核種濃度を測定いたしました。9月末現在で132検体実施しておりまして、100Bq/kgを超えた検体は59検体ございました。下半期については、150検体実施する予定でございます。これらの検査結果は、速やかに報道機関に情報提供するとともに、ホームページにも掲載してございます。

(事務局：食品生活衛生課長)

「No. 6 加工食品等の放射性物質検査」につきましては、中核市における検査を含めまして、3,256検体を検査した結果、基準値を超過した食品が、先ほど申しましたとおり、大豆粕の1件でございました。

(事務局：産業創出課長)

続きまして、30ページの「No. 7 加工食品の放射能測定事業」でございまして、ハイ

テクプラザとハイテクプラザ会津若松支援センターにおきまして、県内の食品加工業者が製造した加工食品の自主検査を支援するために無料で検査をしております。平成26年度上半期には、1,108件の測定をしましたが、基準値超過の報告はございませんでした。

続きまして、「No.8 商工業者のための放射能検査支援事業」でございます。これは、事業者の自主検査に対する支援事業でございます。この事業は、県内の10の商工会議所と26商工会に簡易放射性物質測定機器を平成24年度に配置し、その後の維持管理費を補助するものでございます。平成26年度上半期につきましては、1,490件の測定を行いました。基準値超過はございませんでした。

(事務局：消費生活課長)

続きまして、「No.9 自家消費野菜等放射能検査事業」でございます。これは県及び市町村において地域住民の方から申し込みのあった自家消費野菜等の検査を行っているものでございます。上半期は63,538件の検査を行いました。また、検査の精度管理、それから検査員の研修会等を行っております。下半期につきましても定期的に実施していく予定でございます。

(事務局：健康教育課長)

続きまして、「No.10 学校給食用食材の放射性物質検査」です。学校給食用食材に対する安全・安心の確保のために、県立学校17校で検査を実施しております。また、市町村においては、平成26年度は27の市町村に対して補助事業を実施しております。検査のための検査員の雇用経費、下半期には機器の校正費用を補助してまいります。

続きまして、「No.11 学校給食放射性物質モニタリング事業」です。この事業では、給食一食分全体について事後検査を民間の検査機関に委託して実施しまして、その結果を公表するなどの取り組みを行っております。平成26年度に希望した26の市町村、県立校5校において実施し、上半期は807検体を検査いたしました。放射性物質を検出したものはございません。下半期の予定では、2,000検体の検査を予定しております。

(事務局：放射線監視室長)

続きまして、「No.12 日常食の放射性物質モニタリング調査」です。一般家庭で食されている食事の中にどの程度放射性物質が含まれているのか、その濃度を調査いたしまして、県民の内部被ばく線量を推定・評価するための基礎資料を作っていくという事業でございます。今年度は、避難地域を除く52市町村から18才以下の方2名を推薦いただきまして、合計104検体につきまして、セシウムと放射性ストロンチウム両方の測定を予定しております。事業につきましては、検査実施機関の都合で年度後半の実施となっております。

(事務局：食品生活衛生課長)

続きまして、32ページ「(3) 飲用水の放射性物質検査と測定結果の情報発信」です。まず、「No.1 水道水の放射性物質モニタリング検査」におきましては、県内全ての水道水

について、328箇所、6,296件の検査を実施いたしました。管理目標値を超過した検体はありませんでした。次に、「No. 2 飲用井戸水等の放射性物質モニタリング検査」におきましては、水道水以外の井戸水や湧水など、928検体の検査を実施いたしました。こちらも管理目標値を超過した検体はありませんでした。

（事務局：消費生活課長）

続きまして、33ページの「(4) 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進」であります。「No. 1 食の安全・安心アカデミーの開催」でございます。これは、比較的大人数でのリスクコミュニケーションですが、上半期は実施の予定がございませんで、下半期に福島市、郡山市でシンポジウムをそれぞれ300名程度の人数で開催予定でございます。

続きまして、「No. 2 食品等の放射能に関する説明会（リスクコミュニケーション）」でございます。これは、市町村内の公民館・集会場等できめ細やかに行っているリスクコミュニケーションでございます。上半期は36回、のべ2,734人の参加者がいらっしゃいました。下半期も引き続き実施していく予定でございます。それから下半期でございますが、県内の全世帯を対象にしまして食品と放射能のQ&Aの冊子を配布する予定でございます。

（事務局：環境保全農業課長）

続きまして、「No. 3 食の安全・安心推進事業」です。この事業は、農産物の安全確保の取り組みなど情報発信いたしますとともに、食育などを通じた安全・安心のPR活動について、県内の量販店や直売所に事業を委託するものでございます。今年度は5事業者に委託をしまして、8月から10月まで活動をしていただくことになっています。今後は委託先の活動が円滑に進むように支援してまいりたいと思います。

次に34ページでございますが、「No. 4 ふくしまの恵み安全・安心推進事業」につきましては、再掲載ですので、説明は省略させていただきます。

（事務局：食品生活衛生課長）

続いて、「No. 5 飲用井戸水等の安全利用のための普及啓発」でございますが、住民帰還後における飲用井戸水等の使用に向け、使用再開に当たっての留意事項等を記載した資料を作成しまして、市町村の担当窓口を通して、広報誌等への掲載や飲用井戸水等検査窓口における資料配付等を実施いたしました。

（事務局：農産物流通課長）

「No. 6 「ふくしま新発売。」農林水産物モニタリング情報」です。これは、県のモニタリング検査の結果を分かりやすく提供する事業でございます。あわせて農林水産物のおいしさ、魅力、これらの情報を提供しているところでございます。平成26年度上半期の実績でございますが、平成25年度の実績から比較しまして日平均のページビュー数、総訪問者数とも増加しております。引き続き、分かりやすい情報の提供に努めてまいりたいと



思います。

(事務局：林業振興課長)

35ページをお開きください。「No. 7 山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動」です。放射性物質検査により出荷等が制限されている山菜・きのこに関する情報の提供、それから、山菜・きのこによる食中毒防止のため、県民を対象に関係機関を通じた注意喚起や県ホームページなどによる普及啓発を行っております。また、県民から持ち込まれた山菜やきのこの鑑定を行っております。実績といたしまして、広報誌への注意喚起を10市町村で実施していただきました。また、20件の野生きのこの鑑定を実施しております。また、野生きのこ等に関する出荷制限情報や、本県ではなかったのですが、ツキヨタケなどの誤食、それからスギヒラタケによる脳障害などが発生しましたので、県ホームページで注意喚起を行っております。下半期につきましても、同じような活動を実施していく予定でございます。

(事務局：食品生活衛生課長)

「No. 8 食品衛生講習会の実施」につきましても、出前講座を含めて393回の講習会を実施いたしました。放射性物質に関する基準値や検査体制及び検査結果などについて、正しい知識を習得していただけるよう、食品衛生の知識と併せて説明を行っております。

次のページでございますが、「No. 9 食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇談会の開催」につきましても、県内4地域で開催しまして、同様に放射性物質の基準値、検査経過等について知識や情報の提供をしたほか、参加された方々から御意見をいただくなど、相互理解に努めたところです。

(事務局：いわき市保健所長（代理：生活衛生課食品衛生係長）)

「No. 10 食の安全に関するフォーラム等の開催」についてになります。こちらは下半期の活動計画になりまして、11月19日に実施をしております。対象者は地域の指導者を対象としておりまして、約40名に対して事業を実施しております。

(事務局：食品生活衛生課長)

次に、「No. 11 ふくしま食の安全・安心推進懇談会」でございますが、先ほど申し上げたとおりでございます。2回目の懇談会は平成27年の1月に開催を予定してございます。

次のページ「(5) 食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進」に関する各事業について説明させていただきます。

まず、「No. 1 加工食品の放射性物質測定に関する調査」につきましても、食品中の放射性物質の検査方法に関して、水戻し等を要する食品のうち、国から検査方法が示されていない乾燥野菜や乾燥したお茶について、検査方法の研究を行ったものであります。

(事務局：農業振興課長)

最後になりますが、「No. 2 放射性物質除去・低減技術開発事業」です。この事業につきましては、農地の土壌調査を実施いたしまして、放射性物質濃度マップを更新するという事業と農林水産物における放射性物質の吸収抑制技術等の開発を行うというものでございます。今年度上半期ですが、農地の土壌調査につきましては、404地点におきまして実施中でございます。また、放射性物質の除去・低減技術開発事業につきましては、農業分野41課題、林業分野6課題、水産分野9課題におきまして、技術開発に取り組んでいるところでございます。なお、平成25年度の土壌調査に基づく農地土壌の放射性濃度分布図が、新たに10月17日に農林水産省のほうから公表されております。あわせて現在取り組んでおります技術開発につきましては、それぞれの試験研究機関のもとに成績がまとめられ、県民の皆様に提供してまいりたいと考えております。

(事務局：食品生活衛生課長)

以上が、基本施策3の全事業の実施状況でございます。

続きまして資料2をご覧ください。資料2につきましては、放射性物質の検査につきまして食品の種別ごとに時系列的に示したものでございます。広報用としまして各市町村ほか、県のアンテナショップ等にも配布してございます。

ご覧いただいている資料は、7月の第1回推進会議で報告させていただいたデータに本年4月～9月までのデータが追加された資料になっております。前回も説明しておりますので、詳しい説明は省略させていただきますが、時間の経過とともに全体として基準値を超える食品が少なくなってきたということが分かると思います。

事務局からの説明は以上でございます。

## ○質疑等 (基本施策3)

(議長：保健福祉部長)

ありがとうございました。あらためて、各課において日頃、食の安全の確保に努めていただいていることがわかりました。ただいまの、関係各課さん、中核市さんの説明につきまして、何か御質問、ご意見はありますか。

(委員：知事直轄理事兼安全管理監)

全体を通してなのですが、資料1の概要を見たところ、例えば、基本施策1ですと「5事業は未実施」、「2事業は未実施」となっています。しかし、内容を見ますと、単に上半期では行わず、下半期に実施する事業であるかと思えます。書き方がこのままだと、「何かの理由でとりやめたのか」などと誤解を受けてしまうので、例えば「未実施」というぶっきらぼうな書き方ではなく、「下半期で実施します」という形のほうが表現としては良いのではないかと思います。

(議長：保健福祉部長)

その通りですね。そのように記載した方が適切だと思います。この資料は報道機関にも提供などを予定しているのですか。

(事務局：食品生活衛生課長)

はい。取材があった報道機関に対して提供しております。

(議長：保健福祉部長)

その際には、今回、指摘があったところを「下半期に実施する」などの表現に訂正をお願いします。

他にございますか。

それでは、私から一つ。先日、保健福祉部で開催した保健師を集めた勉強会の席で、県北保健福祉事務所から仮設住宅や借り上げ住宅で暮らしている避難者の方々に行ったアンケートの結果報告がありました。報告の中で「子供の外遊びは最近させるようになったが、水はペットボトルを買って飲ませています。」という方が50パーセント前後と高率でありました。我々の常識からすると、水道水はきちんと処理されているので安心だと思うのですが、不安が払拭できない状態なのではないかと思います。検査などで安全は確保されていると思うのですが、まだ理解の促進などの面が十分に進んでいない気がするのですが、何かありますか。

(事務局：食品生活衛生課長)

放射性物質に対する不安がペットボトルの水を選んでいらっしゃる理由であれば、放射性物質については、通常の水処理を行っていけば検出されることはまず考えられないということですので、水道事業体とも連携しまして、きめ細やかに情報を提供していくことなど、持続的に取り組んでいくことが重要だと思っています。

(議長：保健福祉部長)

この場で急な質問で申しわけなかったのですが、県北保健福祉事務所の調査はしつかい悉皆調査ではなく、保健師が巡回対象としている方々に実施したアンケートなので、世帯数も数十くらいだったと思います。しかしながら、半数前後がペットボトルを利用しているというのが、いくら不安だといっても高いなと感じたものですから、もう一段、理解促進に力を入れなければならないと思った次第です。

他にありませんか。では、生活環境部長をお願いします。

(委員：生活環境部長)

今回、上半期の事業実績の報告と今後の下半期の取り組み内容について説明がありましたが、今話しがあったように、例えば「こういった点をさらにやった方が良い」など、取り組みを評価する視点で次年度につなげていく整理をどの段階で行うのでしょうか。

(事務局：食品生活衛生課長)

今年度はプログラムの最終年度でございますので、次年度は新しいプログラムを作成予定でございます。事業終了後なるべく早い機会に、本年度の実績あるいは次年度に向けた新規事業などを関係各課からいただきまして、可能な限り早い段階で検証を行い、次期プログラムにつなげてまいりたいと思います。

(議長：保健福祉部長)

ただ今、食品生活衛生課長から説明がありましたとおり、年度末までの実績を来年度の早々に評価して新たなプログラムを策定するという想定なので、本当はもう少し早いとかみ合うのだと思いますが、ご意見はぜひお寄せいただき、またご協力いただきたいと思っております。

では、教育次長お願いします。

(委員：教育長（代理：教育次長）)

資料1の1ページ右下の平成26年度上半期の実績で、21指標のうち、現況値と同等又は改善が見込まれるものが20ということで1つだけそうではない指標があるということで、聞き逃したのかもしれないのですが、この1つはどのような状況なのか説明いただきたい。

(事務局：食品生活衛生課長)

ご指摘の点は、2ページの左側に丸で番号を振ってあるもので⑩でございます。不良食品発生件数が9件となっております。これが、現況値と比べ悪化している指標値でございます。この9件のうち6件が表示の違反でございます。これは販売施設における表示の違反ですので、監視等において表示について指導を行うことや講習会においても表示の知識を啓発することによりまして減らしていきたいと考えてございます。

(議長：保健福祉部長)

他にいかがですか。では、商工労働部長お願いします。

(委員：商工労働部長)

資料2についてですが、いつも思っているのですが、「基準値をほとんど超えてません」とありまして、最後のページの一番下の行に「超過した物には出荷制限等の措置が講じられていて、流通している福島県産食品については安全性が確認されています」と、一番最後にこの文がくるのですが、一番前にこの文をもってくるのが良いかどうかということもありますが、最後まで消費者がこれを見ってくれるのかというところに疑問があります。今のままですと「超過している食品」がある、という方にしか見ないのではないかと考えます。一番冒頭に結論をばしっと示した方が良いのではないかと私は思います。これは私の感覚が間違っているならそれでよいのですが、消費者からの不安を聞いていたので、どうなのかなと思いました。

(事務局：食品生活衛生課長)

資料の作り方ですが、検討してみたいと思います。

(議長：保健福祉部長)

どちらかという、資料については、どうしても専門的に、安全を確保する面に力が入っている資料作りに全体がなっていますので、今、商工労働部長がおっしゃることも私は分かる気がするのですが、住民に対してのお知らせの仕方と、こちら側でしっかり分かっているならばよいことを、上手く工夫していけばよいのかなと思います。よろしく願います。

では、農林水産部長お願いします。

(委員：農林水産部長)

放射性物質検査などをきめ細かく実施し、「やっています」という指標で情報を発信していますが、結果として住民の安全・安心や消費行動、日常行動にどう結びついているのかを示す資料が少ないかなと思います。リスクコミュニケーションの促進についても、ここには県で行っている事業のみですので、消費者庁が行っているもっときめ細かい大規模な資料が入っていないのです。

消費者庁が風評に対する意識調査を継続して実施しておりますが、震災以降、福島県産品の購入をためらうと答えた人が、最初19パーセントだったのがずっと減ってきて、今年の2月に15パーセントまで下がったのですが、8月の結果は19.6パーセントとなり、過去で一番高い数値となりました。

この原因は一部の新聞などで、「美味しんぼ」の鼻血問題や汚染水問題の影響などと言われておりますが、これを県内で見ると、原子力発電所の事故後、一番最初に調査した際、県産品の購入をためらう人は31パーセントだったのが、今回の20パーセントまで、ずっと減ってきたと見ることもできますが、未だ2割の人が福島県産品の購入を県内の人でもためらっているという実態もあるわけです。

放射性物質の数値が100 Bq/kgを超えている超えていないという視点ではなく、そこをどのようにに紐解いていくのか、そこが我々の一番悩んでいるところであり、講習会に参加される人、関心の持てる人はよいのですが、そうでない方あるいは元々放射線に対してネガティブな意見を持っていて、極端なことをいう学者を信用する人をどう納得させていくかというのは一番の課題であると思います。

国や県がこれだけ「安全です」といっても信用してもらえない中で、どのように情報を発信していくのかということが、今の課題だと考えています。例えば、食べている物の陰膳調査を全国で比較するなど、何をやれば理解されるのか、というのが一番の課題と思っています。以上、感想です。

(議長：保健福祉部長)

ありがとうございました。このプログラムの取り組みも、まさに何を目標にしてやるかということもあると思いますので、今の農林水産部長のリスクコミみたいところを来年度

の改訂に向けて、取り込んでいけるのかどうか、というところもあると思うのですが、この取り組みとは別だという考え方もありますし、この中に少し加味していくということが可能なのか。まずいろんな測定をして安全を確保するとか、測定以前に影響がないように保っていくことが非常に重要なのですが、せっかく保ってきたものを理解していただくというところは、さらにまた大事だと思います。プログラムは、現在、県と中核市で進めている取り組みであることから、今のお話のように、他の団体の取り組みについてまで、プログラムに組み込むのは難しいのかもしれませんが、リスコミの部分も少し考えるのもよいかと思います。ご意見として今後に繋げたいと思います。

はい、生活環境部長お願いします。

(委員：生活環境部長)

関連した発言になりますが、各部局で風評対策という流れで行っている事業や、それとは別のこのような食の安全を確実にしていくために行っている事業など、色々な事業を行っているわけですが、消費者へのリスコミということで、先ほどありましたが、首都圏の消費者に福島県に来てもらう、あるいはこちらから出て行くという事業を進めて2年目になります。昨年度の事業では、実際に来ていただいて食べてもらうというのは効果があって、より理解が深まったという結果になってます。当然、それぞれで色々な施策を行っていくのが大事だと思いますし、また、今年については、消費者の団体とか市町村の団体のところへ、逆に生産者や消費に関係する色々な取り組みしている人に出向いてもらって、福島状況をお話いただくという事業を始めていますが、非常に評判が良いようです。それぞれが事業を継続していくのが重要ですし、色々連携していく、情報提供が大切だと思います。結果についても、それぞれ上手く、単独ではなくて、関連するところが分かるような工夫を是非やっていただければと思います。また、プログラムの中にどこまで含めるのかというのがあると思いますが、それはご検討いただければと思います。

(議長：保健福祉部長)

ありがとうございます。風評対策と考えてしまいますと、全体の仕切りは復興本部になっていると思いますが、そういう理解で良いですね。(各委員より同意)

この中にリスコミの話がある程度連動させていくことも必要だと思うのですが、そちらに行ってしまうのもまた難しいと思います。風評対策とリスコミはまったく違うのかもしれませんが、風評というのは「正しく理解していないのではないか」というニュアンスがどこかに入ってきますので、直接的なものは難しいのですが、生活環境部長がいうようにネットワーク化というか、連動性をもって対応していく方が効果的だと思います。

次に、大きな議題の2に移りたいと思います。「最近の食の安全・安心に関する事例」についてでございます。

## **議題2：最近の食の安全・安心に関する事例について**

(議長：保健福祉部長)

まず、はじめに「(1) 冬期における食中毒対策に向けた取組について」事務局からの

説明をお願いします。

## ○（１）説明

（事務局：食品生活衛生課長）

資料３をご覧ください。冬季における食中毒対策に向けた取組について、報告いたします。

これまでの本県における食中毒の発生状況をみますと、１０月～３月の冬期間にノロウイルスを原因とする食中毒が多発しております。これは、本県に限らず、全国的な傾向となっております。従いまして、県民の健康保護を最優先とした食の安全を確保する取組としましては、これから、冬季を迎えるにあたり、ノロウイルスによる食中毒防止対策が非常に重要になってくるものと考えているところでございます。

本県における平成２０年から今年１０月まで、６年１０ヶ月の間に発生した食中毒をみますと、全発生件数の約３０％がノロウイルスによるもので３８件、患者数は、１，３３３名と約８８％を占めております。

ノロウイルスによる食中毒を予防するポイントにつきましては、資料に記載してあり、「調理する人の健康管理」、「調理作業前などの手洗い」と「調理器具の消毒」の実施にあります。これらのポイントを確実に、食品営業施設、集団給食施設及び一般家庭において実施してもらうための、具体的な取組としましては、３に記載しておりますとおり、①１２月における一斉監視指導、②学校給食施設などの集団給食施設における従事者への衛生教育、③一般消費者を対象とした出前講座の開催、④広報課と連携した積極的な広報活動を実施し、これからの食中毒防止対策に万全を期していくこととしております。

冬季における食中毒防止対策に向けた取組についての報告は、以上です。

## ○質疑等

（議長：保健福祉部長）

ただいまの件につきまして、何かご質問ありますか。

よろしいですか。それでは、「（２）自家消費野菜等放射能簡易検査のための非破壊式測定器の導入について」ご説明をお願いします。

## ○（２）説明

（事務局：消費生活課長）

県では自家消費野菜の検査を実施するという事で、市町村の方に分析装置を貸与しております。５００台以上の機器を貸与しておりますが、（参考１）のグラフにあるとおり、住民の方の要望としまして、今の検査機器では野菜を細かく切り刻まなければならない非常に面倒であり、切り刻まずに測ってほしいという要望がアンケートの結果で多数になっております。このため、今年度、非破壊式の測定器を県内全体で８０台配備することにしております。

検査環境等を考慮しまして遮蔽厚の違う２種類の機器を調達することとしておりまして、１１月以降、年度末までに県内の希望する市町村に配備する予定でございます。参考

までに（参考2）の先行事例というところなのですが、県内すでに5市町で先行して非破壊式機器を導入してありますが、ご覧いただくとおり、ここでは福島市と桑折町の事例ですが、県全体としては一番下の数字、平成26年度対前年度比ですが、計79.6パーセントということで、県全体としては検査件数は減少しているのですが、福島市、桑折町についてはその上になりますが、100パーセントを超える検査件数となっておりまして、検査件数が増加しております。このように、住民のニーズに即した検査機器の配備を進めてまいります。

## ○質疑等

（議長：保健福祉部長）

ただいまの、資料4につきましてご意見ご質問ありましたらお願いします。

はい、商工労働部長お願いします。

（委員：商工労働部長）

全市町村に配備ということでよいのですか。

（事務局：消費生活課長）

希望をとっておりまして、希望する市町村であります。

（議長：保健福祉部長）

他の種類の食品については減少傾向にあるのですが、魚だけが増えているのは、何か理由があるのですか。

（事務局：消費生活課長）

増えているのは、魚の131パーセントというところと思いますが、確かにパーセンテージは非常に増えていますが、件数自体は500点程度であります。魚の元々の検体数が多くはありませんので、増えるとドンと30パーセントも増えたように見えてしまいます。魚もそうですが、むしろ山菜きのこ類が95パーセントで、件数としては減っているのですが、主に基準値を超過しやすい物、山菜きのこ類とか魚もそうなのですが、そちらのほうを皆さん集中して測定するという傾向が出てきたかなと思います。逆に野菜や果実類など、そもそも測ってもあまり基準値をオーバーしないものは、皆さん理解されてきて、危ない物を集中して測る傾向になってきたのかなと思います。

（議長：保健福祉部長）

はい。ありがとうございます。

（議長：保健福祉部長）

従来型では、魚は測れなかったのですか。



(事務局：消費生活課長)

従来型でもミンチ状にして測ることができます。

(議長：保健福祉部長)

他にございませんか。

### ○(3) 説明

(議長：保健福祉部長)

それでは、次の「(3) あんぽ柿の産地再生に向けた取り組みについて」をお願いしたいと思います。

(事務局：園芸課長)

それでは、あんぽ柿の産地再生に向けた取り組みについて、報告いたします。

本県におきますあんぽ柿は、最盛期は30億円の売り上げがございました。その中でも伊達地方は、9割を占める大産地でしたが、原子力災害の影響で平成23年、24年と加工自粛をせざるを得ない状況となりました。これに対して産地では、生産者からの再開したいという熱い思い、それと国を始めとした絶大な支援をいただきながら取り組みを進めてまいりました結果、平成25年度に3年ぶりに出荷を再開することができました。今年度もさらに拡大できるよう取り組みを進めております。1つは、安全な原料柿の確保です。収穫前のまだ青い時期の柿の放射性物質検査計画に基づきまして、安全な原料柿を確保できる新規の指定、モデル地区を設定する。また、圃場毎にも確保可能な圃場を特定していくという作業を進めております。その結果、下にございます地図のように、ブルーの所が昨年度のモデル地区でございますが、23地区ございました。今年はグリーンの部分が増えまして、グリーン部分が38地区ございます。合計して61地区にモデル地区が拡大してございます。裏のページをご覧くださいますと、あわせて加工可能な圃場につきましても特定をしているところでございます。

今年の出荷数量でございますが、震災前の出荷量は1500トンあまりありましたが、その半分5割の700トン为目标として推進を図っています。モデル地区の圃場毎の台帳を作っておりまして、それを積み上げている作業をしております。能力としては、800トンの生産能力をモデル地区は持っているかな、と見ているところです。さらに、農業生産工程管理GAPの取り組みを進めてございます。また、非破壊検査機器につきましては、昨年12台設置しました。今年度は700トンの検査ということで、さらに10台を予定してましたが、モデル地区の拡大などによりましてさらに必要となりましたので、1月以降稼働できるように4台追加を予定しているところです。

中段に写真がございまして、左側が検査機器と設置状況、右側が検査シール、あんぽ柿の出荷形態でございまして、箱に8つのトレーで包装されたあんぽ柿を並べて、箱ごと検査をするということでございまして、検査済みで安全が確認されたものにつきましては、検査済みシールを貼って出荷するというところでございます。

販売対策につきましては、入荷市場につきましては、昨年同様適正な価格での販売をお

願っているところでございますし、今後、東京・大阪・北海道で求評会を行いまして、市場関係者にさらに細かく状況、安全性を訴えていきたいと考えてます。

## ○質疑等

(議長：保健福祉部長)

ありがとうございました。ただいまの資料5の関係でご意見・ご質問ありましたらお願いいたします。

(議長：保健福祉部長)

非破壊検査は、国産の検査機器もできるようになったのですね。

(事務局：園芸課長)

はい。去年はキャンベラジャパンの機械でした。今年は日立造船株式会社の機器を導入予定です。

(議長：保健福祉部長)

それから、1ページ目のエリアの関係ですが、必ずしも、地域の放射性物質濃度の濃淡と一致していないような気もするのですが、果実への影響はまた違うものがあるのでしょうか。

(事務局：園芸課長)

ほ場ごと、それから木によってもだいぶ差があります。当時の木の成長具合、枝のはり具合、そういう条件でだいぶ違うと聞いています。

## ○(4) 説明

(議長：保健福祉部長)

ほかに、何かありますか。よろしいですか。

それでは、次の「(4) デンソーグループ社員食堂における「福島フェア」について」の説明をお願いします。

(事務局：農産物流通課長)

食の「安全」が「安心」につながる事案ということでご紹介申し上げます。デンソーグループの社員食堂において、県産食材を活用していただいたメニューを提供するという事で、10日間「福島フェア」というものを開催していただきました。金額にして2,500万円を超える県産食材の調達をいただいております。デンソーグループ17社の62食堂で実施していただき、メニューとして、ご当地グルメ・郷土料理などを約72,000食準備され、非常に好評を博したと報告を受けています。そのほか、売店においても県産の6次化商品、さらには菓子等を販売していただきました。このように、これまでも各企業には、「企業マルシェ」ということで色々贈答関係の斡旋などを行ってきた訳ですが、

このように社員食堂でも使っていただけるという、法人との連携、この辺を今後拡大していきたいと考えておりました、東京事務所とともに活動を展開している状況でございます。

## ○質疑等

(議長：保健福祉部長)

ただいまの、資料6の関係でご質問・ご意見ありましたらお願いします。

よろしいですか。それでは、ここまで用意していた議題は一段落したのですが、ご出席の各部長さん、中核市さんから全体をとおしてのご意見。あるいは、各課長さんからの説明に対する補足説明など、何かございましたらお願いします。

(委員：郡山市保健福祉部長（代理：郡山市保健所次長）)

先ほど放射能のリスキミの話が各部長さんからありましたが、実際の市民とか県外の転勤の方と接してますと、かなり情報を得て安心している方がいる一方で、根強く不安感をお持ちになる方もいらっしゃいます。そういう人たちのフォローをこまめにやっていくというのが、これから長いスパンで求められることかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(議長：保健福祉部長)

ありがとうございます。他にございますか。農林水産部長お願いします。

(委員：農林水産部長)

ただ今、資料の6でデンソーのやりとりを紹介していただきましたけれども、デンソーはもともと工場を福島に誘致したという経緯もあって取り組んでいただきました。霞ヶ関でも各省庁で食べて応援する会がありまして、食堂で県産の米や食材を使った食事を提供したり、あるいは福島県産品の物販コーナーを設けてもらったりしてます。そういった、国の方から、経団連の場合、日商とかで利用してもらってという取り組みが広がっておりますが、こういったものをどんどん広げていながら、理解促進・風評払拭に取り組んでいきたいと思っています。

あわせて海外に対しても、まだ福島県の農産物の輸入規制をしている国がけっこうございまして、そこが海外にだすということがひとつのアナウンス効果になって不安解消にも結びつくという効果もありますので、様々な形で、これだけ検査している体制がありますので、今後アピールしながら取り組んでいきたいと思っています。

(議長：保健福祉部長)

他にいかがですか。はい、お願いします。

(委員：直轄理事兼安全管理監)

先ほど、ノロウイルスの話がありましたが、医大にいるとき大変深刻な状況になりました、それはここにさらっと書いてありますけど、調理する人が症状があったのに黙って調

理していた、それを責任者に言ってなかった、というのが発端であります。このところは病院ですと極めて深刻な事態になりますので、そこら辺の指導の徹底はよろしくお願ひします。

(議長：保健福祉部長)

他にいかがですか。よろしいですか。

それでは、本日の会議を閉じたいと思います。最後に、先ほど議事の途中でもありましたが、現在作成しておりますプログラムは、本年度で3カ年の最終年となり、来年度に改訂されますので、今後、各課、中核市さんからご意見をいただいて、よりよいプログラムを作ってまいりたいと思います。また、ただいまの色々な議論の中で、安全を確保するための検査で終わりではなく、なんとか住民の方の理解まで繋げていけるようなことを考えていただきたいと思います。農家とか加工業者とか事業者の努力、それから我々行政とか専門家の努力、そして住民の方の理解や行動という、三位一体が必要と感じました。

今後とも食の安全・安心の確保のためにご協力をお願い申し上げまして、会議を終了したいと思います。本日は、ご協力ありがとうございました。

## 【閉 会】

(司会：食品生活衛生課主幹)

以上をもちまして、平成26年度第2回ふくしま食の安全・安心推進会議を閉会いたします。

(別紙名簿)

平成26年度第2回ふくしま食の安全・安心推進会議 議長及び委員

【議長】

職名	氏名	備考
副知事	(村田 文雄)	副知事が欠席のため、ふくしま食の安全・安心推進会議設置要綱第4条第2項の規定に基づき、副知事の指名した保健福祉部長を議長とする。

【委員】

職名	氏名	備考
直轄理事兼安全管理監	藤島 初男	
生活環境部長	長谷川 哲也	
保健福祉部長	鈴木 淳一	
商工労働部長	星 春男	
農林水産部長	畠 利行	
教育委員会教育長	(杉 昭重)	代理：菅野 誠 (教育庁教育次長)
郡山市保健福祉部長	(佐久間 卓見)	代理：菊地 宗光 (保健所次長)
いわき市保健福祉部長	(園部 義博)	代理：星 元 (保健所生活衛生課長)